

令和8年
6月号



緑ヶ丘ブロック交番だより

伊丹警察署 ☎ 072-771-0110

緑ヶ丘交番
昆陽交番

薬物乱用は絶対にダメ!

薬物乱用防止



乱用とは違法に使用、所持することをいい、一度でも使用すれば「乱用」となります。乱用すると一時的な快感を得たりストレスの解消が感じられたりしますが、それが「依存症」を形成し、使用をやめた後でも長期間にわたって幻覚や幻聴といった後遺症に悩まされるという危険性もあり、最悪の場合、死に至ることもあります。

- ◎ 令和7年中の**薬物事犯の検挙人員は742人**で、前年から24人減少しました。
- ★ 覚せい剤事犯の検挙人員は250人(前年比-23)で、令和4年以降ほぼ横ばいです。
- ★ **大麻は30歳未満の若年層を中心に高い数値で推移**しており、検挙人員は455人(前年比+4)で、6年連続で過去最多を更新しました。
- 従来乾燥大麻に加え**電子煙草に似た大麻リキッドが乱用**されています。
- ★ 令和7年中に県内で**警察が検挙した少年は96人**で、覚せい剤事犯が1人(前年比-4)、大麻事犯が88人(前年比-2)、麻薬等事犯が7人(前年比+2)でした。(無職少年13人、有職少年48人、学生・生徒35人)。**少年の大麻乱用が増加**しています

◇ 薬物に関する悩みや密売・乱用に関する情報は
覚せい剤110番 (078) 361-0110

ご相談お待ちしております。



不法就労とは

不法就労・不法滞在防止

不法滞在者とは



- **不法滞在者が働く場合**
(例) 密入国した外国人や不法残留の外国人が働く
- **出入国在留監理局から働く許可を受けていないのに働く場合**
(例) 観光目的の旅行者や、留学生として入国した外国人が許可を受けずに働く
- **出入国在留管理局から認められた範囲を超えて働く場合**
(例) 外国料理店のコックとして働くのを認められた外国人が機械工場単純労働者として働く

- **不法残留者**
許可された在留期間を超えて滞在している外国人
- **不法入国者**
旅券を持たずに入国した外国人、あるいは偽造された旅券で入国した外国人
- **不法上陸者**
旅券は有効でも、上陸許可を受けずに上陸した外国人

外国人雇用の際は在留カードや旅券の在留資格、在留期間、就労制限の有無をよく確認する必要あり!

風水害に備えて!

非常持出袋の準備

【防災意識の高揚】

市・町では、5段階の警戒レベル

警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保!
警戒レベル4	危険な場所から全員避難
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認
警戒レベル1	災害への心構えを高める



により防災情報を提供し、住民がとるべき避難行動を明確化しています。

気象庁が発表する気象情報や、市・町長が発令する避難情報などを入手し、早めの避難を心掛けましょう。

一人ひとつ、両手が使えるリュックサックなどに、家族構成に合わせて必要なものを準備しましょう。定期的に中身を確認しましょう。



非常持出袋の中身の例

- 懐中電灯 □ 非常食 □ 飲み水
- 服・下着 □ タオル □ 手袋
- マスク・体温計等(感染症対策)
- 飴やチョコレート □ 薬・救急セット
- 携帯ラジオ □ モバイルバッテリー



ご存じですか？ 自転車の歩道通行ルール



2026年4月1日から青切符による自転車の取締りが始まりました！

自転車は車道通行が原則ですが、次のような道路標識・道路標示がある歩道は、普通自転車で通行することができます。



「普通自転車歩道通行可」
の道路標識・道路標示

この標識標示がある歩道は、
例外的に自転車で通ることが
できます。

ただし、どんな走り方でも
いいわけではありません。



歩道を通行する時のルール（原則）

- ① 通行できるのは**普通自転車だけ**
車体の大きさが長さ190cm、幅60cmを超えない
などの一定の基準を満たすもの
※タンDEM自転車や牽引自転車等はダメ
- ② **車道寄り**を通行
歩道の中央から車道寄りの部分を通行してください
- ③ 通行する速度は**徐行**
徐行とは、すぐに止まれる速度のことです
- ④ **歩行者を優先**
歩行者の通行を妨げそうなときは、必ず「一時停止」
してください ※ベルを鳴らして避けてもらうのはダメ

上記①～④に違反した場合

※ 2026年4月1日から

①、②： 通行区分違反（反則金 6,000円）

③、④： 歩道徐行等義務違反（反則金 3,000円）

また、道路標識・道路標示がない歩道でも、次のようなときは、普通自転車で通行することができます。

このような方が運転するとき

70歳以上の方

一定の身体障害を
有する方



13歳未満の方



やむを得ないと認められるとき

道路工事や連続した駐車車両等のため
車道の左側を通行することが難しいとき



著しく自動車の交通量が多い、
車道の幅が狭いなど、
通行すると事故の危険があるとき

子どもや高齢者等は、
無理して車道を
走らないで！



兵庫県警察本部 交通部 交通企画課